

第5回 議会のあり方調査特別委員会 会議概要

【開催日】 平成26年6月5日

【開催場所】 第1委員会室

【会議時間】 午前10時～午前11時20分

午前11時30分～午前11時47分

【出席委員】

委員長	矢田松夫	副委員長	河崎平男
委員	石田清廉	委員	伊藤 實
委員	河野朋子	委員	下瀬俊夫
委員	松尾数則		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山信義	副議長	三浦英統
----	------	-----	------

【傍聴議員】

議員	大井淳一郎	議員	岡山 明
----	-------	----	------

【事務局出席者】

事務局長	古川博三	事務局次長	清水 保
------	------	-------	------

【調査事項】

- 1 自治会等懇談会（仮称）について
- 2 情報発信について
- 3 その他

【会議の概要】

- 1 自治会等懇談会（仮称）について

前回の会議結果をもとに作成した自治会等懇談会実施要領の修正案を事務局から説明した後、議論した。

(1) 案内文書発送の時期について

事務局説明

- 要領1ページ、5(4)開催案内の送付の項で、「3月」を「2月」に修正した。理由は、自治会の総会が3月から4月に行われることから案内文書の送付が3月では遅いので早めにした。

委員の主な意見

- 「3月ごろ」を「2月ごろ」に修正しているが、「ごろ」とすると曖昧なので「2月末日まで」としたほうがいい。

結論

- 懇談会の開催案内を2月末までに送付することとした。

(2) 対象団体について

事務局説明

- 公共的団体等の一覧表は、今年の議会機能向上特別委員会に出した資料であるが、漏れているものもあると思われる。
- 本議会には市民懇談会というツールを持っているので、この自治会等懇談会については自治会に特化し、その他の公共的団体については市民懇談会で対応することとしてはどうか。市民懇談会について積極的に発信し、2つのツールで意見を吸い上げるという形でもいいのではないか。これについて検討してほしい。

委員の主な意見

- 自治会等懇談会は、議会から意見を聞きたいということで議会側から要請するものであるが、市民懇談会は、団体側から議会に要請があって開かれるものである。そのあたりの調整が必要だ。
- 市民懇談会は受身であり、自治会等懇談会は積極的に政策立案の手法の中でいろいろな団体の意見を議会側から聞こうという仕組みで、全く性質が違う。
- 開催案内の送付などいろいろな部分が違い、複雑化してくるので、

自治会用とその他の公共的団体用の要綱をそれぞれつくったほうがわかりやすい。

- 公共的団体の一覧表があるが、すべてではなく、まだあるかもしれないという曖昧さを考えると、案内の送付の際、案内があるところとないところがあるなど混乱する。
- 対象団体は自治会としたほうが案内もすっきりし、運営しやすい。その他の公共的団体については市民懇談会という受け皿があるので、向こうから申し込んでもらうとしたほうがいい。
- 市民懇談会と自治会懇談会をはっきり区別するというには賛成である。
- この要綱については、自治会のみに限る。その他の公共的団体については、議会側から積極的に意見交換に行くというのも1つの手法で、受身の部分だけではなく、積極的にこちらから働きかけられるようなシステムをもう1つつくるのもいい。
- 公共的団体をもう少し明らかなものにすれば、「等」を入れて1つの要綱でできるのではないか。
- その他の公共的団体をはずすというのはどうかという気もする。積極的に地域づくりの活動をしている団体に対してアプローチをしていくことも残しておく必要があるのではないか。
- 別に要綱をつくってはどうかということだが、開催案内をどこにするかが問題で、それ以外は全部当てはまるので、これだけのために別の要綱をつくるというのはどうかと思う。
- 今回の趣旨は積極的に議会側から市民、団体の意見を拝聴し、政策立案しようというツールの1つだから、リスト以外の団体にも、どんどん案内を出すということであればいい。
- その他の公共的団体の名簿については、補充するというにすれば、この要綱のまま対応できる。
- 案内がある団体とない団体が出ることから、団体の扱いに問題がある。
- 案内から漏れた団体から懇談会をしたいという申し出があった

ときに、市民懇談会とするか自治会等懇談会とするか、その他の公共的団体はどちらにも入るので、そのすみ分けをどうするか議論してほしい。(事務局)

- 自治会等懇談会と市民懇談会は趣旨が違うので、先方の意向を聞いた上で正副議長と広報広聴特別委員会で柔軟な対応をすればいい。
- その他の公共的団体との懇談は、基本的に専門的なことになるので、各委員会から1人では対応しきれないのではないか。(事務局)
- 「原則として」となっているので、柔軟に対応すればいい。
- 例えば、福祉に関する団体の場合、各委員会から1人出ても仕方がないので、所管の委員会から3人出ればいい。原則だから、そのような振り分けを議長にしてもらえばいい。
- 自治会だけでなく、その他の公共的団体にも議会からアプローチをしていかなければいけないということだと思う。市民懇談会の要綱は受身の規定となっているが、議会から案内文書を出す方法を取り入れたらどうか。そうすると、自治会とすみ分けが可能になる。あまり例外をつくと難しくなるので、「自治会は3常任委員会から3人で対応する。その他の公共的団体は市民懇談会で対応し、議会から案内文書を出す」というようにすると、市民懇談会の要綱を少し変えるだけで対応できる。(事務局)
- 事務局の提案では、市民懇談会は能動的な部分と受動的な部分の両面あるということになるので、それならそれでいい。
- 市民懇談会の要綱に「公共的団体には案内を送る」という文章を入れて、申し込みがあった場合に応じるということになるので、「等」ものけることができ、解決するのではないか。
- 条例との整合性はどうか。議会基本条例に市民懇談会を行うものとするかとされているが、そこに問題がなければ、要綱を少し修正すればいい。
- 条例になくても要綱で実施できるが、議会基本条例制定後2年経ったので、1年かけて議会運営委員会で見直すこととしているので、

必要であれば条例に追加すればいい。(事務局)

結論

- 対象団体を自治会に限定し、その他の公共的団体については、議会側から開催案内の文書を送付するよう市民懇談会の要綱を改正して対応していく。

(3) 自治会等への回答について

事務局説明

- 2 ページ、懇談会終了後の対応の項で、実施目的は自治会へのフィードバックではなく、あくまでも政策立案、提言に役立てるものであり、また、その結果は自治会へ当然返さなければいけないということから、内容を精査して資料のとおり修正した。

委員の主な意見

- 自治会への回答について、期日が定められていない。前回の反省として、回答できなかった自治会があった。3 カ月以内に何らかの返事を出すとか、期日を明記する必要があると思うが、どうか。
- 即答できる部分や中間報告する部分を報告するべきだと思う。期日を決めて、責任を持ってそれなりの報告書を出すことが市民への信頼につながる。
- 議会側を縛るということは非常に大事だ。ただ、「懇談会后3 カ月」というのはものすごく長く感じる。議会を縛ろうとしたら、せめて1 カ月か2 カ月ぐらいが期限として必要だ。議会で割り振って、担当委員会で議論して回答をすぐ出すという点で言えば、せめて1 カ月という気がする。
- 懇談会終了後、派遣議員が報告書をつくる。それを受けて企画広聴部会を開いて、どうするかを話し合っ振り分け、所管の委員会を開くとなると1 カ月ではかなりきつい。
- 3 カ月がマックスで、早く報告できるものは1 カ月ですればいい。最大3 カ月以内には返事をするという書き方にしたらどうか。

- 確かに回答はできるだけ速やかにするのが鉄則である。しかし、いろいろ行政にかかわる問題になるとかなり時間が必要だ。慎重に決めないといけないので、「速やかに」でいいのではないか。
- 難しい問題で結論が出ない部分は当然ある。中間報告でもいい。結果を出すのが3カ月ではなく、結果が出た部分、まだ継続している部分の報告を3カ月以内にしようということだ。
- 市民に対する責任の問題だ。市民感情からすればできるだけ早く出したほうがいいので、1カ月以内に出すべきだと思う。曖昧な表現はしないほうがいい。
- いろいろな段階を踏むので、所管の委員会に来るまで時間がかかると思う。少なくとも3カ月以内という表現がいい。
- 議会の回答としては、まず、企画広聴部会の協議結果を回答する。例えば、「〇〇常任委員会で今後検討することになった」などの回答をできるだけ速やかに行う。次に、委員会での取り組み方針、「どういう形で取り組んでいくか」という報告をする。それから、最終回答をするという流れだと、自治会側にも議会の取り組みがわかるのではないか。(事務局)
- 3カ月で予算措置まで含めて回答ができるかという点、そんな事例はあまりないのではないか。ほとんどが中間報告で、「このように取り組んでいる」ということを回答することが多くなる。いろいろな議会内での手続のときに、順次自治会に回答するというのであれば、それでいい。
- 企画広聴部会での振り分けの段階で報告するというのであれば、比較的早く回答できるので、いいと思う。

結論

- 議会の回答については、企画広聴部会の協議結果、委員会での取り組み方針、取り組み結果を自治会に回答するものとし、その都度速やかに行うものとする。

(4) 報告書の公表について

事務局説明

- 報告書は市議会ホームページにおいて公表するとなっているが、これまでの議論の流れでは、3段階で報告する可能性がある。その都度出しても意味がなく、最終結果のみの公表でいいのではないか。

委員の主な意見

- 公表は最終報告だけでいい。
- 企画広聴部会での協議結果並びに常任委員会等での調査及び検討結果は公表に値する。

結論

- 派遣議員が提出する報告書は公表しない。
- 企画広聴部会での協議結果並びに常任委員会等での調査及び検討結果を公表する。

(5) 派遣議員について

事務局説明

- 2ページ、6派遣議員の決定の項で、「懇談内容に基づき決定する」としていたものを「原則として3つの常任委員会から3人」とした。

結論

- 修正案のとおりとする。

2 情報発信について

配布資料に基づき、情報発信について議論した。

委員の主な意見

- フェイスブックについて、担当委員会を議会広報部会にして、具体的に作業を始めたかどうか。
- 賛成だが、全員協議会などで議員全員の共通認識とした上で行わな

ければいけない。若い世代に情報提供するという部分では大きな役割になる。すぐにできるので、議員の合意を得て、できれば6月議会の初日からでもすべきだ。

- 見切り発車でいいのか。他市は運用要綱を定めて運用している。そのような整備が必要ではないか。
- 本委員会は、調査特別委員会なので、全協で報告して動くよりも本会議で委員長が中間報告し、議長に戻し、議長から指示するという流れにする必要がある。(事務局)

結論

- 6月定例会中の6月20日に委員会を開催し、中間報告案を作成する。報告内容は、スケジュール、自治会懇談会、フェイスブックとし、25日の本会議で中間報告を行う。
- フェイスブック以外の情報発信については、次回以降の委員会で検討する。

3 その他

次回の委員会は、6月20日(金)本会議終了後に開催することとした。

議会のあり方調査特別委員会 検討スケジュール

平成26年6月5日現在

検 討 項 目	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月
1 議会機能について			
(1) 監視機能			
ア 議員研修			
イ 行政評価			
ウ 議場の議席			
(2) 政策立案機能			
ア 政策立案及び提言			
○ 政策研究会の設置			
○ 議員間討議の充実			
○ 議会の附属機関の設置・活用			
○ 議会事務局の充実・強化			
イ 政策形成サイクル			
2 情報発信・情報収集・市民参加			
(1) 情報発信			
ア 傍聴者への議会資料の配布			
イ 委員会中継			
ウ 独自の市議会ホームページ			
エ 市議会フェイスブック			
(2) 情報収集			
ア 自治会、諸団体対象政調会			
イ 政務活動費			
(3) 市民参加			
ア 出前講座・子供議会			
イ 市民モニター			
3 議員報酬・議員定数について			
(1) 議員報酬			
(2) 議員定数			
4 その他			
(1) 災害時における議会の対応			

山陽小野田市議会自治会等懇談会実施要領（案）

平成26年6月5日現在

1 懇談会の目的

議会が政策立案を行うために必要な情報を収集する手段として、市内の自治会など公共的団体の要望又は意見を聞くため、自治会等懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

2 懇談会の対象団体

懇談会の対象は、自治会その他の公共的団体（以下「自治会等」という。）とする。

3 懇談会の所管

懇談会の所管は、広報広聴特別委員会企画広聴部会（以下「企画広聴部会」という。）とする。

4 懇談会の内容

懇談会における懇談内容は、当該自治会等が提示するものとする。

5 開催手続

(1) 開催申請

懇談会の開催を希望する自治会等は、申請書を議長あて提出するものとする。

(2) 開催場所

懇談会の開催場所は、原則として使用料の生じない自治会館又は公共施設を利用するものとし、自治会等と協議の上、決定する。

(3) 開催通知

申請書を受けた場合、できるだけ速やかに開催の可否を決定し、当該自治会等に通知するものとする。

(4) 開催案内の送付

懇談会は、原則、申請があれば適宜開催するが、政策形成サイクルの情報収集期間が4月から6月までとなっていること、また、自治会等の総会が4月から5月にかけて開催されることから、2月ごろ懇談会の申込案内の文書を議長名で自治会等に送付する。

3月

6 派遣議員の決定

懇談会に派遣する議員（以下「派遣議員」という。）は、原則として総務文教常任委員1名、民生福祉常任委員1名及び産業建設常任委員1名の計3名の議員とする。

6 派遣議員の決定

懇談会に派遣する議員（以下「派遣議員」という。）は、自治会等から提示された懇談内容に基づき、議長が企画広聴部会の意見を聞いて決定する。

7 派遣議員の役割等

(1) 派遣議員の役割

懇談会の準備及び当日の進行等は、すべて派遣議員で行うものとし、司会、記録などの役割分担についても派遣議員が協議して決める。

(2) 事前協議

派遣議員は、懇談会開催前に懇談内容について協議しておくものとする。

(3) 資料の作成

懇談会において説明のための資料等が必要な場合は、派遣議員が作成するものとする。

8 懇談会終了後の対応

(1) 実施報告書の作成

派遣議員は、懇談会終了後、速やかに実施報告書を作成し、議長に提出するものとする。なお、当該報告書は市議会ホームページにおいて公表する。

8 終了後の対応

(1) 報告書の提出

懇談会終了後、派遣議員は速やかに議長あて報告書を提出するものとする。
なお、当該報告書は市議会ホームページにおいて公表する。

(2) 実施報告書の処理

議長は、実施報告書の提出を受けたときは、当該報告書を企画広聴部会に回付し、企画広聴部会は、懇談会で自治会等から出された意見、要望等（以下「懇談会意見等」という。）を次の区分により振り分けるものとする。

ア 議長において対応するもの

イ 常任委員会、特別委員会又は議会運営委員会（以下「常任委員会等という。」）で対応するもの

ウ その他

(2) 報告書の処理

議長は、報告書の提出を受けたときは、当該報告書を企画広聴部会に回付し、企画広聴部会において、その後の対応を協議するものとする。

(3) 政策立案及び提言への活用

懇談会意見等は、議会における政策立案及び提言に活用するものとする。

(4) 自治会等への回答

企画広聴部会での協議結果並びに常任委員会等での調査及び検討結果について、当該自治会等へ回答するものとする。なお、当該回答は議長名で行うものとする。

(3) 自治会等への回答

ア 企画広聴部会協議後の回答

企画広聴部会での協議の結果は、できるだけ速やかに当該自治会等へ回答するものとする。なお、当該回答は、議長名で行うものとする。

イ 常任委員会等での検討結果の回答

企画広聴部会での協議の結果、常任委員会等で検討することとなった内容について、当該常任委員会等で検討が終了したときは、その結果を当該自治会等へ回答するものとする。なお、当該回答は、議長名で行うものとする。

2(1) 情報発信について

ア 傍聴者への議会資料の配布

項 目	内 容
目 的	<p>本会議や委員会の傍聴者に審議している内容をより理解してもらうため、議案や参考資料を傍聴者が見ることができるようにする。</p>
根 拠 規 定	<p>議会基本条例第8条（議案及び関連資料の公開） 議会は、市民に対し情報を公開することを積極的に進めるため、本会議のほか委員会等で用いた議案及びその関連資料を積極的に公開します。</p>
現 状	<p>○ 傍聴者に議案や参考資料の議会資料を貸与している。</p> <p>① 本会議 議案（議会議案含む）・・・20冊 議事日程表・参考資料・・・必要部数</p> <p>② 委員会 本会議と同様</p>
改革の目的	
改 革 案	<p>① 議会資料の配布 ② 議会資料のホームページでの公開</p>
具体的内容	<p>(だれが・どのような方法で・費用は・・・)</p>
クリアすべき課題	

イ 委員会中継

項 目	内 容
目 的	透明性のある議会の実現のため、委員会の審査内容を公開する。
根拠規定等	議会基本条例第5条（会議の公開） 議会は、本会議のほか委員会等を原則公開します。
現 状	<p>○ 本市議会の会議の中継状況は、次のとおりである。</p> <p>① 本会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館等公共施設での生中継 ・ インターネットでのライブ配信及び録画配信 <p>② 委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中継していない。
改革の目的	
改 革 案	<p>○ 原則公開とされている委員会の審査状況の中継する。</p> <p>① 本会議中継システムを利用し、配信する。</p> <p>② ユーストリームやユーチューブを利用して配信する。</p>
具体的内容	(だれが・どのような方法で・費用は・・・)
クリアすべき課題	

ウ 独自の市議会ホームページ

項 目	内 容
目 的	透明性のある議会の実現及び市民に対する説明責任を果たすため、議会の情報を積極的に公開する。
根拠規定	議会基本条例第26条（情報の公開） 議会及び議員は市民への情報提供等を図るため次の各号に掲げる事項について公開します。（以下略）
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市のホームページを利用して市議会のホームページを開設している。（共通のシステムであるので、レイアウト等に制約があり、独自色が出しにくい） ○ ホームページの構成及び内容の検討は、事務局職員が行っている。 ○ データの更新作業は、事務局職員が行っている。
改革の目的	○ 独自の構成でホームページを作成することができる。
改 革 案	○ 議会単独のホームページを開設する。
具体的内容	（だれが・どのような方法で・費用は・・・）
クリアすべき課題	○ 市が持っているサーバを利用することができないため、サーバ確保のため、プロバイダ契約（有料）が必要である。

エ 市議会フェイスブック

項 目	内 容
目 的	透明性のある議会の実現及び市民に対する説明責任を果たすため、議会の情報を積極的に公開する。
根 拠 規 定	議会基本条例第26条（情報の公開） 議会及び議員は市民への情報提供等を図るため次の各号に掲げる事項について公開します。（以下略）
現 状	○ フェイスブックでの公開はしていない。
改革の目的	
改 革 案	○ 市議会のフェイスブックページを作成する。
具体的内容	（だれが・どのような方法で・費用は・・・） ○ 利用料など新たな経費は必要なし。
クリアすべき課題	